

主な指摘事項【居宅介護・重度訪問介護・同行援護】

区分	項目	指摘内容	文書指摘件数
人員	従業員の員数	<p>事業所ごとに置くべき従業者の員数を、常勤換算方法で2.5人以上確保できていないため、早急に人員を確保すること。</p> <p>事業所ごとに置くべきサービス提供責任者の員数を確保すること。</p>	2件
運営	内容及び手続の説明及び同意	<p>重要事項説明書について、以下の点につき修正すること。今後については修正を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。</p> <p>①通常の事業の実施地域を実態に合わせて修正すること。 ②事業の主たる対象とする障害の種類が実態と異なるため、実態に合わせて修正すること。 ③営業日及びサービス提供日、サービス提供時間に関する記載が実態と異なるため、修正すること。 ④通常の事業の実施地域を越えてサービス提供する場合に要する交通費に係る事項が実態と異なるため、修正すること。 ⑤従業者の勤務体制について実態に合わせて修正すること。 ⑥営業日及び営業時間を追記すること。</p> <p>契約書において、居宅介護計画の作成について「本契約締結の日から〇日以内に作成する」とあるが、原則として居宅介護計画を作成せずにサービスの提供を行うことは認められないため、適切な修正を行うこと。今後については修正を行った契約書にて契約を締結すること。すでに契約を締結した利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。</p>	8件
運営	契約支給量の報告等	<p>利用に係る契約をした時及び契約内容に変更が生じた時は、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること（契約内容報告書の提出）。</p>	5件
運営	サービスの提供の記録	<p>サービスの提供の記録については、サービスの提供を行ったことについて利用者から適切に確認を得ること。</p> <p>サービス提供実績記録票において、サービス提供の都度、その記載内容を提示し、利用者から確認を受けること。</p>	3件
運営	居宅介護計画の作成	<p>居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の課題やニーズなどを把握・分析し、解決すべき課題を明らかに（アセスメント）すること。また、事業所においてアセスメントに係る記録様式を整備し、適切に運用すること。</p> <p>居宅介護計画の作成に係るアセスメントは、サービス提供責任者が行うべき業務であるため、アセスメントに係る記録においてその実施者を明記するなど、当該業務をサービス提供責任者が行ったことが分かる記録とすること。</p> <p>サービス提供責任者が居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該計画を交付する必要があるため、説明者名、説明日・交付日を追記する等してそれらを行ったことが分かる様式とすること。</p> <p>サービス提供責任者は、利用者及びその同居の家族のほかに、指定特定相談支援事業者等に対しても居宅介護計画を交付すること。また当該計画において、指定特定相談支援事業者等への交付日を明記するか、別途記録を作成するなどして、その事実が分かるようにすること。</p> <p>サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該計画の実施状況の把握及び評価を行い（モニタリング）、利用者のニーズを適切に把握（アセスメント）したうえで、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。</p> <p>サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等との相互連携を図るために、当該事業者等が実施するサービス担当者会議に参加し、また、利用者に係るモニタリング結果を相互に交付するなどして連携強化を図ること。更に、これらを行ったことが分かる記録を作成し、事業所に保管すること。</p>	12件
運営	運営規程	<p>運営規程の以下の点について記載し、当該記載に係る変更の届け出を市障害福祉課宛てに提出すること。</p> <p>①営業日及び営業時間について、実態に合わせて修正すること。 ②通常の事業の実施地域に関する記載を実態に合わせて修正すること。 ③事業の主たる対象とする障害の種類に関する事項を追記すること。 ④事業の主たる対象とする障害の種類を実態に合わせて修正すること。 ⑤虐待の防止のための措置に関する事項を追記すること。 ⑥従業者の職種・員数に関する記載を実態に合わせて修正すること</p>	8件

区分	項目	指摘内容	文書指摘件数
運営	勤務体制の確保等	<p>一部の従業者について、雇用契約書における雇用期間を超過していたものが見受けられたため、契約更新の必要がある場合は、期限が到来するまでに雇用契約の更新を行うこと。</p> <p>月ごとの勤務表は整備しているものの勤務時間が不明確であったため、日々の勤務時間の実績を明らかにすること。このうち、同一法人が設置する他の事業所を兼務している従業者については、事業所ごとに区分して月ごとの勤務表を作成し、それぞれにおいて日々の勤務時間を明らかにすること。</p> <p>併設する他の事業所での支援業務にも従事している従業者について、事業所ごとに勤務実績が明確化されたものがないため、事業所ごとに月ごとの勤務表（出勤簿・タイムカード等）を作成し、その勤怠実績を明らかにすること。</p> <p>法人代表者、取締役、家族従業者であっても管理者として勤務している場合は、職種、勤務場所、常勤・非常勤の別、兼務の状況を明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。</p> <p>従業者について、雇用契約書又は辞令書等において、勤務時間、職種、常勤・非常勤の別、兼務の状況及び勤務場所を明記するなどして、その勤務体制を明確にすること。</p> <p>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（ハラスメント）を防止するための方針の明確化等の必要な措置（対応マニュアルの策定、相談窓口の設置や研修の実施など）を講じること。</p> <p>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（ハラスメント）を防止するために事業所において講じられている措置について、当該措置の内容が、利用者やその家族等から受けるハラスメントに対するもののみ限定されていたため、職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置についても講じること。</p>	11件
運営	業務継続計画の策定等	<p>非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、従業者に周知すること。また定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。</p> <p>事業所において策定した業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練を定期的実施するとともに、実施に係る記録を作成すること。</p>	4件
運営	衛生管理等	<p>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するとともに、実施に係る記録を作成すること。</p>	5件
運営	身体拘束等の禁止	<p>身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じ、かつその記録を作成し保管すること。</p> <p>①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>②従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	2件
運営	虐待の防止	<p>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じ、かつその記録を作成し保管すること。</p> <p>①従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p>	1件
運営	運営基準：事故発生の防止及び発生時の対応	<p>事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>	7件
報酬	2人の居宅介護従業者による場合	<p>同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護等を行う場合は、事前に利用者から文書にて同意を得ること。</p>	1件
報酬	身体拘束廃止未実施減算	<p>当該減算については、身体拘束等に係る記録が行われていない場合及び身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合のいずれかに該当する事実が生じた場合に、速やかに改善計画を市に提出した後、事実が生じた月から3ヶ月後に改善計画に基づく改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとしている。については、実地指導において上記の必要な措置を講じていない事実が確認されたため、事実が生じた月の翌月となる利用分から改善報告において改善が認められた月までの間、利用者全員について、身体拘束廃止未実施減算を適用すること。</p>	2件

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
報酬	虐待防止措置未実施 減算	当該減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合に該当する事実が生じた場合に、速やかに改善計画を市に提出した後、事実が生じた月から3ヶ月後に改善計画に基づく改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとしている。については、実地指導において上記の必要な措置を講じていない事実が確認されたため、事実が生じた月の翌月となる利用分から改善報告において改善が認められた月までの間、利用者全員について、虐待防止措置未実施減算を適用すること。	1件
報酬	福祉・介護職員処遇 改善加算（Ⅰ）	キャリアパス要件Ⅱのイにおける研修機会の提供及び資格取得のための支援の計画策定について、研修計画は策定されていたものの目標が設定されていなかった。今後は書面で整備し、市に提出すること。また整備した内容をすべての福祉・介護職員に周知すること。	1件